

公害弁連ニュース

全国公害弁護団連絡会議

2011年10月15日

東京都豊島区西池袋1-17-10
エキニア池袋6階

城北法律事務所

TEL: 03-3988-4866 FAX: 03-3986-9018

No.
170

卷頭言

福島原発事故の被害救済に向けて

弁護士 中島 晃



1

インターネットのブログで、いま、14歳の少女アイドル「藤波心」の福島原発事故に関する発言が注目を集めている。

「批難覚悟で」と前置きして、彼女は、専門家が今回の事故について「想定外」だと発言を繰り返していることに対して、原発は事故った時、甚大な被害が出るのだから、「想定外」はあってはならないと批判し、またマスコミが放射性物質の拡散について、微量だから「ただちに健康を害することはない」といって、「安全性」を強調しているのに対し、いくら微量でも、それが1月、1年と統計学的影響が出てくることくらい、中学2年の私にもわかることだと述べている。

福島原発事故の発生直後からしばらくの間は、専門家が「想定外」だと述べて、政府と電力会社の責任を免罪しようとする一方、事故の重大性を過小評価する発言をくり返し、マスコミがこれを

うのみにして、「大本営」発表をたれ流し続けてきた。

こうした状況のもとで、14歳の少女の平明な論理にもとづく鋭い批判がインターネットのブログで流れることはひときわ光っていた。このことは、同時に、学者や専門家とよばれる多くのオトナたちが、政府や電力会社の利益を代弁する「御用学者」になり下がり、いかに真実を歪め、平気でウソをついてきたかを浮きぼりにするものであった。いいかえれば、専門家やマスコミの「知力」がどれほど退行し、幼稚なものになっているのか、このため国民に真実を伝える能力がいかに失われているかについて、きびしい警鐘を鳴らすものであった。

2

その後、次々と事実が明らかになるなかで、全交流電源喪失の危険性が早くから指摘されていた

にもかかわらず、これに対する安全対策を何ら講じてこなかったことや、高さ 15 メートルをこえる津波が想定されていたにもかかわらず、この想定が無視されてきたことなど、今回の原発事故が「想定外」の災害ではなく、人為的な災害以外の何物でもないことが明らかになってきている。

しかも、今回の原発事故によって環境中の放出された放射性物質は、広島原爆と比較すると、セシウム 137 で 168 倍に相当すると発表されており、放射性物質による大気、水質、土壤、海洋などの環境の汚染はきわめて重大である。このため、農産物、家畜、魚介類、飲料水等が汚染されたばかりでなく、原発事故の処理にあたる従業員 30 名が 100 ミリシーベルトを超える放射線に被曝したのをはじめ、多数の周辺住民が被曝したほか、いまなお、約 11 万 3000 人の人々が避難生活を余儀なくされている。さらに、これらの被害は、事故から 6 月が経過した現在に至っても、最終的にどこまで拡大するのか予測することができないという深刻な事態が進行している。

3

今回の福島原発事故が「安全神話」のうえにあぐらをかき、必要な安全対策を怠ったことによって引き起こされた人為的災害であることが明らかになるなかで、これによって従業員や周辺住民などが被った全ての損害の早期全面的な救済が図られる必要があることはいうまでもない。

福島原発事故の損害賠償をめぐっては、現在、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が賠償範囲の目安となる「中間指針」を策定する一方で、被害者救済の迅速化を目的として、東電と被害者との紛争解決を仲介する ADR（「原子力損害賠償紛争解決センター」）が発足することになった。

ところで、上記審査会の策定した「中間指針」は、

交通事故の損害賠償算定基準にならった個別損害の積み上げ方式を採用するものとなっている。しかし、はたしてこれが原発事故による未曾有の被害の全面的な救済を図る上で、本当にふさわしいものかどうかについては、根本的な検討が必要であると思われる。また、「中間指針」にもとづく賠償の枠組みでは、対応できない被害も多数出てくることが予想される。

公害裁判は“被害に始まり、被害に終わる”といわれる。それは、何よりも被害の実態を直視し、加害によって引き起こされた被害の総体をあますことなくとらえることを意味している。

このことを原発事故にあてはめていると、多様な身体的、精神的、経済的、社会的な被害の総体を全面的に分析評価することが必要不可欠であり、その被害をいかにして完全に回復するのかという視点から、被害救済を図ることが重要であることはいうまでもない。

4

いま私たちは、原発事故によって引き起こされた「損害」＝「被害の総体」とは何かという、いまだかつて経験したことのない新しいテーマに直面しており、原発事故という未曾有人災による被害の全面的回復を図るために必要な「損害論」の構築に向けて英知を結集することが求められている。

この取り組みは、たんに被害の救済だけで終わるものではない。それは同時に、汚染された環境の完全な復元をめざす住民の切実な要求にこたえるとともに、原発事故を二度と繰り返してはならないという国民共通の願いにこたえて、原発に依存してきたこれまでのエネルギー政策の根本的転換をめざす取り組みに発展していくことが求められている。

ここでは、原発被害の早期全面救済と汚染された環境の完全復元、脱原発・エネルギー政策の根本的転換の実現に向けた、広範な国民世論の結集

をめざす壮大な取り組みが求められている。それは公害裁判のなかで明らかになった歴史的な教訓でもある。

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟 大阪高裁不当判決

弁護士 大矢香里

1 信じ難い判決

「不当判決」。平成23年8月25日、照りつける日差しの中、法廷に入りきらない原告ら、弁護団、多数の支援者が目にしたのは、信じ難い旗だった。判決当日の朝には、原告の一人である原田モツさんが永眠され、勝訴判決を勝ち取り、一刻も早い全面救済をと、決意を新たにした矢先だった。

大阪高裁第14民事部（三浦潤裁判長、大西忠重右陪席、井上博喜左陪席）は、不当にも、国の責任を認めた大阪地裁判決を取り消し、原告の請求を全て棄却した。

2 高裁判決までの経過

泉南地域は、100年間に亘って石綿紡織業が集中的に立地し、戦前は軍需のため、戦後は国の経済発展のため、石綿紡織品の生産を一手に担ってきた。その中で、大量の石綿粉じんが発生、飛散し、石綿肺や肺癌などの深刻な石綿被害が工場内外で発生した。これらの被害は、国が、70年も前の調査により石綿の危険性を把握していたにもかかわらず、軍需、経済発展を優先させ、労働者及び近隣住民等に適切な情報提供をせず、労働関係法規に基づく規制権限を行使することを怠っ

たがために発生した。

昨年5月19日の大阪地裁判決は、このような実態に目を向け、昭和35年時点における局所排気装置の設置義務、昭和47年時点における粉じん測定結果の報告・改善義務について、国の規制権限不行使の違法を認めたうえ、原告らの損害全部について賠償責任を命じた。原告らは国の控訴断念を求める運動を展開し、控訴断念の一歩手前まで追い詰めたが、最終的に国は控訴した。

控訴審では、国の規制権限不行使の時期や内容のさらなる前進、近隣ばく露等を含めた全ての原告の救済、国の全部責任の維持に焦点を当て、あらゆる立証を尽くした。本年4月には泉南の地における事実上の検証が実施され、また、原告が申請した5名全員の本人尋問が採用される中で、救済範囲拡大の期待は日に日に高まっていた。法廷



外においても、裁判所前での定期的な宣伝行動、17万筆以上の署名提出など公正判決を勝ち取る活動とともに、東京の支援者や国会議員への要請など、勝訴判決を契機に早期全面解決を図るべく、準備万端で迎えた高裁判決であった。

3 高裁判決の不当性

今回の高裁判決は、石綿に対する規制について、「弊害が懸念されるからといって、工業製品の製造、加工等を直ちに禁止したり、あるいは、厳格な許可制の下でなければ操業を認めないとするのであれば、工業技術の発達および産業社会の発展を著しく阻害する」として、労働者の生命や健康よりも工業技術の発達や産業の発展を重視する姿勢を露わにし、国による規制権限行使について「その時期及び態様については、当該大臣によるその時々の高度に専門的かつ裁量的な判断に委ねられている」と広汎な裁量を認める判断を示した。これは、産業発展の名の下に労働者の生命・健康を犠牲にする国の行為を容認するもので、生命、身体に対する危害の防止、健康の確保を目的とした国の規制権限について適時にかつ適切に行使されるべきとした筑豊じん肺訴訟最高裁判決（最判平成16年4月27日民集58巻4号1032頁）以降の司法判断の流れに逆行するものである。

そのうえで、国は昭和22年の時点で抽象的な規制措置を執っていたから責任はない、また、昭和30年代ころには局所排気装置は技術的に確立しておらず、設置を義務づけなかったことに違法性はないとして、また、新聞報道等があったことを理由に、「石綿粉じんの有害性に関する情報及び長年にわたり石綿関連作業に従事したことによって重篤な石綿肺を発症した労働者が存在するという客観的事実についての認識が全くなかったものとは到底考えられない」などとして、粉じん対策

についての責任を零細事業者や労働者に転嫁している。

長い潜伏期間を経て重篤な疾患に至るというアスベスト被害の特徴や、小規模零細の事業主が集中立地していた泉南地域の実態を直視せず、国の責任を免罪した高裁判決は、「国は、国民の生命・健康を最大限尊重する義務を負う」とした憲法13条にも違反する判断である。

4 今後の闘い

本判決は、ひとり泉南アスベスト被害に背を向けただけでなく、全国で闘われている建設アスベスト訴訟や様々な公害訴訟、さらには今後闘われることになる原発被害に対する国賠訴訟等においても、否定的な影響を及ぼしかねない。

原告団、弁護団は、最高裁での闘いとともに、大阪地裁での二陣訴訟を確実に勝利し、不当判決を覆すべく全力で闘う決意を新たにしている。公害弁連の皆様にも、知恵と力の結集を心からお願いするものである。

よみがえれ！有明訴訟 福岡高裁判決後の状況

よみがえれ！有明訴訟弁護団
弁護士 後藤富和

1 開門義務の確定

昨年12月6日、福岡高等裁判所は、国に対し「本判決確定の日から3年を経過する日までに、防災上やむを得ない場合を除き、国営諫早湾土地改良事業としての土地干拓事業において設置された、諫早湾干拓地潮受堤防の北部及び南部各排水門を開放し、以後5年間にわたって同各排水門の開放を継続せよ」と命じた。国は上告せず、この判決は確定した。その結果、国は、平成25年12月20日までに諫早湾干拓の排水門を開放した状態におかなければならぬ法的義務を負った。

ここに諫早湾干拓排水門の開門をめぐる法的争いに終止符が打たれたはずであった。

2 混乱を招いた長崎地裁判決

本年6月27日、長崎地方裁判所判決は、開門を否定する判決を下した。

もっとも、福岡高裁判決の確定によって、開門が法的義務として確定している以上、長崎地裁判決によって国の開門義務は影響を受けないのは当然である。しかも、長崎地裁判決は、佐賀県の漁業者らに対して一定の損害賠償を認めている。

この長崎地裁判決は、すでに開門義務が確定している国に対し漁民への賠償義務をも課すもので、また、開門に反対する長崎県知事や干拓地の営農者らに開門しなくとも良いという誤解を与えるもので、関係者を混乱させる結果にしかならな

かった。

3 開門協議

この間、漁民原告と農水省との間で、福岡高裁判決の履行に向けた開門協議が開催されている。

この協議は、2013年12月の段階で諫早湾干拓排水門を全開放の状態にすることに向けて具体的な開門の時期や方法、被害対策などを話しあうものであった。

しかし、農水省は、開門が法的に義務付けられたにもかかわらず、具体的な協議は開門アセスの素案を発表してからと渋り続けた。ちなみに、農水省が実施している開門アセスとは、2008年6月に国に開門を命じた佐賀地裁判決に対して圧倒的世論が開門を支持し、政権内部からも控訴反対の声が上がったことから、当時の自民党政権が窮余の策として、控訴の条件として開門に向けたアセスメントの実施を約束したものであった。このアセスは、その後、開門するか否かを決めるため



のアセスと性格がすり替わり、農水省によって進められてきた。

このような経緯からすると、開門が法的義務として確定した以上、今さら開門するか否かを決めるためのアセスを行う必要は全くなく、具体的な開門方法等を協議するに際してアセスの結論を待つ必要はない。

そもそも、佐賀地裁や福岡高裁が開門まで3年の猶予期間を与えたのは、農水省が排水ポンプの設置には3年の期間が必要であると一貫して主張し続けたからである。

とすれば、昨年12月の判決確定直後から排水ポンプの設置等開門に向けた具体的な工事に着手しなければ2013年12月に常時開放の状態に導くことはできないはずである。

4 長崎県に拒否権はない

国は、長崎県が反対していることを理由に、開門の具体的時期はおろか開門に向けた工程表すら示さないと主張している。

長崎県が反対しようが国は確定した判決を履行すべき義務を負っている。そもそも長崎県には拒否権はない。

長年にわたって諫早干拓の防災効果を信じ込まれた諫早市民らは開門を阻止するための訴訟を提起した。行政として、県民間の諍いの解消に努めるべき長崎県は、逆に諫早市民を焚きつけ、無謀な開門阻止訴訟を全面的に支援している。

本来であれば、開門を決断した国は、毅然とした態度をもって開門に至る具体的な工程を明らかにするとともに、開門によって農業者や漁業者に対して被害が出ないよう万全の対策を取ること、そして、万が一にも被害が出た場合には、国が確実に補償することを約束すべきである。そして何より、長年にわたって地域住民の対立を作ってきた

た国が、過ちを認め、漁民や農民、長崎県民にきちんと謝罪することが必要である。

5 願いは農漁共存

開門に反対している農業者達も、国と長崎県の政策に翻弄されてきた被害者である。

諫早湾干拓が完成すれば諫早大水害などの災害を防ぐことができると信じ込まされてきたのに、干拓が完成した今も、後背地の農地が水につかる湛水被害は繰り返されている。

農業用水確保の名目で貯められている調整池の水は実際には予定量の10分の1も使用されず、アオコが蔓延する汚水となってしまい、定期的に排水することから、有明海に甚大な漁業被害を招いている。今夏も、調整池からの排水直後、獲れたコノシロ（コハダ）から異臭がしたため、漁業者らは泣く泣くコノシロを廃棄処分している。これら漁業被害に対しては何らの補償もなされていない。

漁業者らが提案する段階的開門によれば、農業にも漁業にも影響を与えることなく水門を開放でき有明海の環境を元の状態に近づけることが可能である。このことは農水省も十分に認識している。

農水省や長崎県はいたずらに地域や住民の対立を煽るのでなく、漁業者の訴えに真摯に耳を傾け、農漁共存に向けて、私たちと手を取り合い有明海の真の再生に取り組むべきである。

B型肝炎訴訟の全面解決へ ～基本合意とこれからの課題～

弁護士 小沢 年樹

予防接種による感染被害と 基本合意の意義

乳幼児期の集団予防接種の際、注射針・筒の使いまわしによってB型肝炎ウイルスに感染した被害者によるB型肝炎国賠訴訟で、6月28日、被告国と原告らとの間で基本合意が成立し、菅首相の被害者への謝罪が実現した。1948年の予防接種法から1988年の厚生省通達にいたるまで戦後40年間にも及ぶ注射針・筒の使い回しの放置、北海道の5名の原告による1989年の提訴から2006年最高裁判決での国責任確定まで17年間にわたる先行訴訟の苦闘、さらに3年前のいっせい提訴から600名以上の全国の原告によるたたかいを経て、B型肝炎被害者の全面救済がようやく歴史的出発点に立った。

B型肝炎ウイルスは、成人期の感染ならば基本的に一過性感染で終わるが、免疫機構が不十分な乳幼児期感染の場合は持続感染化してキャリアとなり、発症すれば慢性肝炎となることが多く、肝硬変への進展・肝がん発症から死亡にいたることもある。近年は抗ウイルス薬である核酸アナログ製剤の開発が進んでいるが、C型肝炎におけるインターフェロンなどの劇的な治療効果には至らず、B型肝炎ウイルスの感染者・患者は、発症・増悪への苦痛や恐怖と日々たたかっている。今回の基本合意により、集団予防接種時の注射器使い回しにより感染させられた膨大な被害者を司法的に救済する枠組みがつくられたこととなる。

基本合意にいたるたたかい

基本合意は、2010年3月の札幌地裁による和解勧告以来、国と原告・弁護団との1年以上にわたる協議の成果だが、国の当初提案は、薬害C型肝炎と比較してもきわめて低い解決金水準（おおむね半額以下）と、予防接種を受けた事実・感染原因特定のための医学データの内容など過度に厳格な認定条件を要求するもので、できる限り国の責任範囲・内容を狭めようとするものだった。とりわけキャリアに対しては、乳幼児の予防接種から20年以上の除斥期間経過を理由に、救済対象から一律全面排除する姿勢を崩さなかった。

原告・弁護団は、和解協議の場でさまざまな意見書や医学文献を提出するなど事実上の追加主張・立証を尽くして裁判所を原告側に引き寄せつつ、厚労省前での数次にわたる座り込み、山手線全駅での「山手線ラリー宣伝」、何度も繰り返された議員回り・政党要請などの大衆的裁判闘争を徹底的にたたかいぬき、11月には衆議院厚労委での佐藤全国弁護団長を含む参考人質疑をかちとって、国の和解協議に臨む姿勢を国会の場で批判した。さらに、キャリアだけでなく慢性肝炎発症から20年を経過した被害者についても除斥を適用しようとする国に対し、全国会議員を対象とする「等しい救済を求める署名」活動を展開し、160名以上の与野党議員の賛同を得た。こうした懸命な活動の中、3月11日の東日本大震災発生により国会をめぐる諸活動は事実上の停止を余儀

なくされたが、早期解決を求める原告の要望を踏まえた政治判断により、解決金額水準は必ずしも十分な満足が得られるものでなかつたが、原告・弁護団は基本合意締結の決断に至つたのである。

基本合意の内容とこれからの課題

基本合意では、①B型肝炎ウイルスキャリアと慢性肝炎・肝硬変・肝がん・死亡患者について、ステージごとの解決金額（50万円～3600万円、キャリアについては将来の検査費用等も補償される）と裁判上の認定方法・要件が定められた。すなわち、本人と母親の血液検査など、一定の医学データにより被害者であることが裁判で確認されれば国から解決金が支払われ、その後症状が進展した場合は解決金の差額が支払われる。国の試算では予防接種によるB型肝炎ウイルス感染者は40万人以上とされるが、高齢化している母親や年長兄弟の生存中に裁判に必要な血液検査をするなど、医療機関と弁護団の協力による被害者掘り起しと新規提訴が何よりも急がれる。

また基本合意では、②注射器使い回しを放置し

た厚生行政の問題点の第三者機関による真相解明と③被害者立証ができない人を含む全てのB型肝炎ウイルス感染者・患者を対象とする恒久対策（医療費助成・診療体制の充実など）をすすめることが約束された。今年5月には肝炎対策基本法に基づく厚労大臣の基本指針が定められたが、基本合意で数十万人の予防接種禍被害者の存在が明らかとなった今、ウイルス性肝炎の恒久対策を国の責任で前進させる必要性が鮮明となっている。

他方で、東日本大震災復興とともに、B型肝炎訴訟の「解決金のための増税」が政府により喧伝されているが、これは被害者にあらたな差別と精神的苦痛をもたらし、救済を求める被害者の新規提訴への決断を鈍らせる愚行である。国がやるべきことは、「性感染症」などのB型肝炎への国民の偏見を除去し、予防接種行政の過ちの被害者が膨大に存在することの説明と、全国民に感染の危険をもたらしたことへの謝罪である。ここからはじめて、予防接種禍B型肝炎被害者の真の救済がスタートするのであり、われわれも今後の国との協議の中で強くこれを求めていく決意である。

東京電力福島原子力発電所問題 ～水俣に学ぶ～

弁護士 板井 優



1

2011年3月11日午後2時46分、東日本大震災は突如として起こり、歴史となった。マグニチュード9の地震とともに高さ数十メートルの津波はまさに天災であったが、この未曾有の天災と

ともに東京電力福島第一原子力発電所の人災が起こったのである。

2

私が団長を務める原爆症認定訴訟熊本弁護団

は、今年7月2日に熊本市でシンポジウムを開き、同年8月6日「水俣の教訓を福島へ」とするブックレット（花伝社1000円）を刊行した。

今、全国各地で、原発廃止を求める裁判も含めた国民的な動きが起きている。

こうした時に、水俣病の経験を基に福島原発問題を考えることは極めて有益であろう。

それは、①発生した原発公害被害を最小限に食い止め、②全ての原発公害被害の原状回復を図り、③さらに原発公害の根源、原発の廃止を実現することが焦眉の課題だからである。そのためには、国と東電の責任を余すところなく明らかにしなければならない。

3 水俣における闘いの概略

水俣では対策の全てが後手・後手に終わり、結局公式確認後50年以上たっても未だに被害者救済すら出来ていない。これに対し、福島では、原発事故こそ防ぐことはできなかったが、その後の被害拡大をどのように抑え、被害回復をどのように展開するかどうかが、いま問われている。

もっとも、水俣でも、水俣病被害が発生してから被害を拡大させないための闘いが行われてきた歴史がある。

しかし、宇井純氏の「公害の政治学」での指摘によると、チッソや業界、これを支援する政府は、水俣病の原因をチッソ廃水以外に求めるアミン説や爆薬説という荒唐無稽な説を強力に支持し、チッソ廃水説を中和し無力化した。当時の警察・検察・裁判所はこれを打ち破る力を持たず、逆にチッソ側に味方した。

こうして、チッソは見舞金契約という形で、責任と因果関係をあいまいにした見舞金契約を被害者に押し付け、警察や検察・裁判所は加害者チッソを断罪することなく、被害者が排水停止を求め

てチッソ工場内に入り込んだ行為を犯罪として厳しく処断した。

しかし、「公害は被害に始まり被害に終わる」として闘いの場を法廷の外にも広げる大衆的裁判闘争となつた4大公害裁判の力で裁判所を変え、チッソを始めとする企業の責任を明らかにし、チッソ廃水説を無力化しようとしたチッソ・業界・政府の「中和化」攻撃は失敗した。

その後、水俣病第2次訴訟で水俣病の病像を明らかにし、水俣病第3次訴訟で国の責任を明らかにしていく中で闘いは大きく広がって行く。さらに、チッソの社長や工場長の刑事責任が裁判所で断罪されるなど、問題の本質が経済的利益だけで解決されるものでないことも明らかにされていく。

しかし、国は、水俣病の発生責任はチッソにあり、国には責任がないという立場から、行政の根幹論を展開した。これは水俣病などの判断基準とその運用は研究者が行うが、後になって国がこの基準を変更すると国に協力する研究者がいなくなる、わが国の認定行政はそのように設計・運用されており、これを変えれば行政に協力する研究者はいなくなるという理屈である。

しかし、ここでは、あくまでも水俣病被害を小さく見せようというチッソ・業界・国に対し、水俣病被害を徹底的に掘り起こして水俣病被害の実態を付きつけてきた水俣病被害者の必死の闘いがあった。

ところが、昨年国会で成立した水俣病特別措置法で、チッソは、国法の名により、限定された賠償責任を担当する従前のチッソに押し付け、事業を行う新チッソ（JNC）は分社化して全ての責任を逃れ大手を振るって歩もうとしている。

しかしながら、こうしたチッソと業界・国の責任逃れを水俣病被害者は許していない。水俣病被害に見合った解決がなされるまで、闘いはまさに

これからも続くであろう。

4 福島で、全国でどう闘うか —被害調査国民各層大運動を展開しよう—

今、原発問題でこれまで裁判所の果たして来た否定的な役割を非難し、やはり自分たちの言った通りになった、裁判所は大きく反省すべきだとする議論がある。

しかし、公害弁連が4大公害裁判以来闘って来た歴史は、公害患者の悲惨な姿（被害）を裁判所に突きつけることにより裁判所に立証責任の転換を図らせ、これを法廷外の運動に持ち込み社会の世論を変え、加害者を包囲して全面解決を図ってきたものである。

ところで早晚、電力業界などは、原発推進へ向

けて大反転攻勢をかけるであろう。

私たちは、「公害は被害に始まり被害に終わる」ことを学び、薬害やハンセン、トンネルじん肺、原爆症認定訴訟に大きく広げてきた。確かに、これまでの大衆的裁判闘争は、長い間呻吟していた被害者たちが、裁判を使ってリターンマッチを行い、社会的勝者となって闘いを展開してきた。

しかし、現在、わが国の闘いは、原発推進という政策の是非をめぐって国民的にこれを左右できるところに到達していると言えよう。

こうした時に、福島第一原発をめぐる様々な人的・物的被害を国民各層が総力をあげて徹底的に調査し、その調査報告書を、裁判所を始め国民共有の財産として、脱原発政策への転換を図ることは、まさに歴史の要請に応えるものとなるであろう。

薬害イレッサ訴訟 「下書き問題」について

弁護士 木 下 正一郎



薬害イレッサ訴訟原告団・弁護団は、平成16年より東京と大阪の両地方裁判所で、肺がん治療薬イレッサの副作用被害につき、国と輸入販売元アストラゼネカ株式会社の責任を明らかにすべく、裁判を戦ってきた。6年以上に及ぶ裁判を経て、大阪地方裁判所は2月25日、東京地方裁判所は3月23日にそれぞれ判決を言い渡し、両地裁ともアストラゼネカの製造物責任を認めた。国の責任については、東京地裁がこれを明確に認めたが、大阪地裁は否定した。しかし、大阪地裁も、「国の規制権限の行使は万全とは言い難い」として国の対応に問題があったことを指摘した。国は、

国の規制権限不行使が国家賠償法の責任を問われるのは、裁量権の著しい逸脱が認められる場合であるとする最高裁判例に関する大阪地裁の解釈適用によってかろうじて敗訴を免れたに過ぎない。

判決に先立ち、平成23年1月7日、両裁判所から、救済責任に基づいて被害者を救済すべきとする和解勧告がなされた。この和解協議の席に着くか否かを巡って、厚生労働省と学会等との癒着があったことが発覚した。それが以下に述べる「下書き問題」である。

両地裁は和解勧告に当たり、和解協議に応じるか否かの回答期限を1月28日と定めた。原告団

は協議による早期全面解決を求め、同月12日には和解協議の席に着く旨の回答をした。そして、被告らに対しても和解協議の席に着くよう求めて運動を展開した。1月19日には、厚労省の元審議官が国と企業は和解協議に応じ、被害者を早期に救済すべきだとする見解を新聞上で明らかにし、報道も和解に積極的であった。

しかし、1月24日から翌日にかけて、国立がんセンターの他、日本臨床腫瘍学会等関係医学会がそろって和解協議に応じるべきではないとする見解を公表した。そうしたところ、アストラゼネカは、24日のうちに和解勧告を拒否する旨の会見をした。同月28日、国も和解勧告を拒否することを発表した。

ところが、その後、学会などの見解公表から国の和解拒否に至るまでの経過が、厚労省によって仕組まれたものであったことが明らかになっていった。実は、厚労省は、関係各学会に対し、文案（下書き）まで用意して、和解勧告に応じるべきではないという趣旨の見解の公表を依頼していたのである。

当初、厚労省は、特定の人物に下書きを提供したことは認めたが、学会等への下書きの提供はかたくなに否定していた。この「下書き提供問題」は、国会質問でも取り上げられ、厚労省は調査チームを発足せざるを得なくなってしまった。

厚労省調査チームの調査報告書は、5月24日に公表された。これにより次の驚くべき事実が明らかにされた。すなわち、厚生労働省医薬食品局は、1月19日、和解勧告を受諾すべき旨の厚労省の元審議官の意見が掲載されたことを契機として、医薬食品局長主宰の局議において、和解勧告の受諾に積極的な意見が多数を占めるメディア対策として、慎重な意見が多いと思われる学会等に対し、翌週前半までに見解を公表するよう要請すべきであり、そのためには、各自の能力に応

じて、やれることは何でもやるべきであるとの方針がまとまった。かかる方針に基づき、同局の職員らが中心となって、特定の学会などへの働きかけを行い、これによって、学会等の見解公表が行われたのである。

薬害事件などでは、和解協議に応じるか否かという局面では政治判断となる。厚労省の官僚は、上記のような各学会の見解を、閣僚や国会議員の説得に使い、政府に和解拒否を促した。厚労省の自作自演とも言えるシナリオであった。厚労省は、組織ぐるみで、社会的影響力のある学会等に広く働きかけ、世論誘導を図り、司法の和解勧告を踏みつぶそうとし、その目的を達成したのである。

上記報告書は、このような実態を明らかにしているものの、厚労省が働きかけを行った相手をすべて明らかにするものではなく、アストラゼネカの関与についても調査がなされておらず、下書き問題の全容解明に迫るものではない。また、上記の組織ぐるみの対応を、「厚生労働省の従前の施策に対する信頼感を高めようすること」と称し、「通常の職務執行の範囲内であった」と評している。厚労省でお手盛りの内部調査報告が作成されたことは誰の目から見ても明らかである。

「下書き問題」は、原発問題をめぐる電力会社や保安院の「やらせ」問題と同様の不公正な対応である。このような対応が公害事件など国や大企業を相手とする紛争・裁判で、過去に行われたことはなかったのか、また繰り返されはしないか、そう考えると寒いものを感じる。

戦いの舞台は控訴により高等裁判所に移ることとなった。高等裁判所の第1回期日は、東京が9月6日、大阪が10月27日である。

原告団は、下書き問題により歪められた全面解決への道を、控訴審を通して再び邁進していく所存である。今後とも多くの方々の支援をお願いし、結びとする。

【若手弁護士奮戦記】

第三次嘉手納基地爆音差止訴訟

～静かな夜を返せ～

弁護士 松 本 啓 太

1 はじめに

2011年4月28日、沖縄県嘉手納基地周辺地域の住民が、日本政府に対し嘉手納基地の米軍機の早朝夜間飛行差し止め及び夜間40dB・日中65dBを超える騒音の差し止めと、過去および将来の損害賠償（1ヶ月5万7500円）を求めて提訴しました。

嘉手納町・北谷町・うるま市・沖縄市・読谷村の5市町村に居住する原告数は2万2058人であり、これらの市町村の総人口の6.6%が原告となっており、航空機騒音に関する訴訟としては、最大規模です。

私は、2010年4月から、第三次嘉手納爆音訴訟弁護団に加入し、提訴のための準備段階から関わらせて頂くことができました。

第1回口頭弁論期日は2011年10月20日なので、現時点では裁判についての報告をすることはできませんが、提訴までの準備を振り返ってみたいと思います。

2 弁護団加入

私は、2008年12月に弁護士登録をし、2009年7月から弁護士法人の沖縄事務所開設にともない沖縄弁護士会に登録換えをしました。

当事務所の代表弁護士が沖縄出身であり、基地問題に積極的に取り組んでいるため、私も沖縄に来てからいくつかの弁護団に加入し、その後も誘

われるままに弁護団事件が増えていきました。

第三次嘉手納爆音訴訟弁護団に加入したのは、出勤途中に他の事務所の先輩弁護士から電話で弁護団への加入の誘いを受けたことがきっかけです。

沖縄に移住してから日が浅かったことに加え、普天間爆音訴訟に参加していなかったので、爆音訴訟については全く知識がありませんでしたが、一から勉強させてもらうつもりで弁護団に加入了しました。

3 嘉手納爆音訴訟の経過

嘉手納基地周辺住民らが静かな夜を求めて1982年に第一次嘉手納基地爆音訴訟を提起してから16年という長い裁判闘争を経て、1998年に、米軍機の爆音は違法な侵害行為であると断罪した控訴審判決が確定しましたが、飛行差止請求を認めなかつたことから爆音は止みませんでした。

そのため、2000年に第二次嘉手納基地爆音訴



訟を提起し、2009年に、控訴審裁判所は爆音を違法と認定するとともに「受忍限度を超える騒音に曝されている事実は明らかであり、しかも、このような状況は、旧訴訟でも認定されていながら、その後も抜本的な改善は図られていない。被告としては、…騒音の状況の改善を図るべき政治的な責務を負っている。」と国の怠慢を厳しく指摘し過去の損害賠償請求を認容しましたが、差止請求を棄却しました。

第一次、第二次嘉手納爆音訴訟を支えたのは大阪の弁護団であり、沖縄県内の弁護士はあまり参加していませんでしたが、第三次訴訟では、大阪・沖縄それぞれ20名程度の弁護団となりました。

4 提訴までの準備など

2010年4月下旬に、第三次訴訟から加入了した弁護団員に対する勉強会が開催され、第一次、第二次訴訟を闘ってきた大阪の弁護士から嘉手納爆音訴訟の歴史や基本的な知識についての解説がありました。

爆音訴訟に初めて参加した私にとっては、非常に勉強になりましたし、その他の弁護団事件ではこのような機会はなかったので、弁護団の組織としてしっかりしているという印象を受けました。

爆音被害の実態を訴えるためのDVD撮影に同行させてもらう機会もあり、原告の家に泊まらせてもらい、早朝から爆音が聞こえることや、上空を通過する際の凄まじい爆音を肌で感じることができました。

また、昔から嘉手納基地周辺で暮らしている方のインタビューでは、爆音によりどれだけ日常生活が妨害されているのか、産まれたときからの爆音によって子どもがテレビを見るときの音量が大きくなっていること、子どもが小さい時のビデオを見返すと、当時から変わらずに爆音が続いている

ことなどを聞き、これから先の世代のためにも何とかしたいとの原告の思いが印象に残っています。

原告の募集は、2010年7月頃から開始し、原告予定者に対する説明会や、必要書類の回収作業など、去年の手帳を見返してみると、7月から12月までの間はかなりの時間を嘉手納爆音訴訟に使っていたようです。

説明会などでは多くの原告と話をする機会があったので、原告が嘉手納基地によって受けている被害の切実さを聞くうちに、軽い気持ちで加入了この弁護団の役割の重さを感じるようになりました。

提訴までの準備作業は大変でしたが、合宿や懇親会など楽しみながら参加することができましたし、訴状の一部を起案させてもらえるなど、弁護団に参加していて良かったと思えることが多かったです。

5 終わりに

第三次嘉手納爆音訴訟はまだ始まったばかりので、これからも主張・立証のため準備などやならければならないことは山積みですが、基地被害に苦しみ続けている原告らの「静かな夜を返せ」という当たり前の要求が実現される日のために、頑張っていきたいと思います。

INDEX

【巻頭言】

福島原発事故の被害救済に向けて

弁護士 中島 晃 1

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟 大阪高裁不当判決

弁護士 大矢 香里 3

よみがえれ！有明訴訟 福岡高裁判決後の状況

よみがえれ！有明訴訟弁護団
弁護士 後藤 富和 5

B型肝炎訴訟の全面解決へ

～基本合意とこれからの課題～

弁護士 小沢 年樹 7

東京電力福島原子力発電所問題 ～水俣に学ぶ～

弁護士 板井 優 8

薬害イレッサ訴訟「下書き問題」について

弁護士 木下正一郎 10

【若手弁護士奮戦記】

第三次嘉手納基地爆音差止訴訟 ～静かな夜を返せ～

弁護士 松本 啓太 12